報道記者の取材源秘匿に関わる証言拒絶の司法判断

藤岡 進 倉敷芸術科学大学生命科学部 (2006 年 10 月 4 日 受理)

1. はじめに

日本の裁判所は、2006年3月から同年6月にかけて、報道記者の取材源秘匿に関わる「証言拒絶」の当否で相反する決定を下した。1件は、東京地方裁判所(藤下健裁判官)の決定で、同年3月14日米国の健康食品会社日本法人が所得隠しをしたとする読売新聞の報道記事の件で、報道記者が取材源に関する証言を拒絶したことについて、「証言拒絶の正当な理由がない」と判断する決定をした。しかし、その3日後の17日、東京高等裁判所(雛形要松裁判長)は同様の報道で、NHK記者が民事裁判の尋問で取材源に関する証言を拒絶したことについて、「証言拒絶は正当である」との決定を下した。取材源秘匿を認めた1審の新潟地方裁判所(大工強裁判官)の決定を支持したものである。また同年4月24日、同じ問題で、東京地裁(長谷部幸弥裁判官)は、共同通信記者の証言拒絶をほぼ正当と認める決定を下し、さらに同年6月14日、東京高裁(赤塚信雄裁判長)は、読売新聞記者が取材源に関する証言拒絶の当否を争う裁判で、取材源を明かすよう命じた東京地裁決定とは逆の判断をして証言拒絶を全面的に認める決定を下した。報道記者の証言拒絶は取材源秘匿という報道上の極めて重要な事項であり、民主主義社会の存立上不可欠な国民の「知る権利」に答える立場からも、無視できない問題である。本稿では、報道記者の法廷における証言拒絶に関する司法判断について解説し、論評を加える。

2. 記者の証言拒絶をめぐる裁判所(4件)の決定要旨

(A) [読売新聞記者の証言拒絶事件東京地裁決定・2006 年 3 月 14 日]

読売新聞は、1997年10月10日付けの紙面で、米国の健康食品会社とその日本法人が日米両国の税務当局による同時税務調査を受けた結果、5年間に約77億円の法人所得を隠していたことがわかり、東京国税局が重加算税を含め35億円追徴課税した旨の内容の記事を掲載した。これに対して健康食品会社側(Xら)は、米国(Y)に対して、①米国政府職員がXらの税務申告に関する不利な虚偽情報を国税庁に開示したため国税庁から誤った追徴課税を受けたこと、②米国政府職員は国税庁がこの情報を機密情報として取り扱わないことを知り、又は知り得たにもかかわらず、当該情報を国税庁に開示したため、国税庁職員から漏洩された情報がマスコミに報道されたことにより損害を被った、と主張して米国アリゾナ州連邦地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。同地裁は、国際司法共助

に基づき、本件記事を執筆したA (読売新聞記者) に対する嘱託尋問を東京地方裁判所に求めた。同地裁は、A の嘱託尋問を行ったが、その際、A は、いくつかの質問 (たとえば「日本政府のいずれかが、記事の情報源でしたか」、「健康食品会社日本法人の弁護士・会計士のいずれかが、記事の情報源でしたか」など) に対して、本件記事の取材源を尋ねるもので、「職業上の秘密に関する事項」に当たるとして証言を拒絶した。

東京地裁は、「刑罰法令に違反したことが疑われる取材源についての質問は、その開示を求めるのもやむを得ない特別の事情のある場合にあたる。いくつかの質問に対する証言拒絶は理由があるが、その他の質問に対する証言拒絶には理由がない」旨以下の判断を下した。

- (1) 民事訴訟法 197 条 1 項 3 号に定める「職業上の秘密に関する事項」とは、その事項が 公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいい、そ の情報の種類、性質、開示による不利益の内容は具体的に疎明されなければならない。
- (2) 報道機関が取材源の開示を強制されることになると、取材活動が困難となり情報収集ができなくなる結果、自由な報道が阻害されるところ、報道の自由・報道のための取材の自由は憲法 21 条の精神に照らし尊重に値するものであるが、公正な裁判の実現という憲法上の要請がある場合には、ある程度の制約を受けることのあることも否定できない。
- (3) 民事訴訟においては、新聞記者に対して取材源を尋ねる尋問は、原則として、「職業上の秘密に関する事項」に当たり、報道の自由に生じるであろう悪影響を考慮してもなお取材源の開示を求めるのもやむを得ない特別の事情のある場合にのみ、これに対する証言を求めることができる。
- (4) 新聞記者への情報の開示が国家公務員法・法人税法や弁護士法・刑法・公認会計士法の秘密漏洩を禁ずる刑罰法令に違反したことが疑われる者によってされたものであるのか否かを問う質問に対して、新聞記者が証言拒絶権を行使した場合には、開示により生じると予測される取材活動への悪影響は法的保護に値せず、取材源の開示を求めるのもやむを得ない特別の事情のある場合に当たり、これを尋ねる質問に対する証言拒絶は理由がない。
- (5) 取材源自身が開示に同意していると認められる場合には、取材源の開示を求めるのもやむを得ない特別の事情のある場合に当たり、これを尋ねる質問に対する証言拒絶は理由がない。
- (6) 共助法に従って実施される証人尋問においては、証人は法廷地である我が国の民訴法 に規定する範囲でのみ証言拒絶権を行使できるのが原則であるが、嘱託書において嘱託 国における証言拒絶権に関する法原則を適用することが要請されている場合には、それ に応じることが我が国における手続法上の根本的な秩序・法原則に背馳するものでない 限り、証人は嘱託国の法律が規定する範囲での証言拒絶権を行使できる。しかし、本件

では、嘱託書において嘱託国における証言拒絶権に関する法原則を適用することは要請されていない(判例時報 1926 号 42-44 頁)。

(B) 「NHK記者の証言拒絶事件東京高裁決定・2006年3月17日]

報道機関の取材活動は、民主主義の存立に不可欠な国民の「知る権利」に奉仕する報道の自由を実質的に保障するための前提となる活動である。取材源の秘匿がなされなければ、報道機関と取材源の信頼関係が失われ、その後の取材活動が不可能または著しく困難になる。取材源は民訴法 197 条 1 項 3 号の「職業の秘密」に該当し、証言拒絶は相当の理由がある。取材活動の価値に匹敵する以上の社会的利益が害されるような特段の事情が認められない限り、証言拒絶は許される。取材源の公表を強制することで報道機関の被る不利益と、証言によって実現される裁判を受ける権利を比較衡量し、証言拒絶が許されるか否かを判断すべきである。

証言が得られないことで受ける影響は、取材源秘匿で保障される報道機関の取材活動の持つ民主主義社会での価値に、勝るとも劣らぬような社会的公共的な利益の侵害を認めることは困難である。本件は拒絶が許されない事情がある場合に該当するということはできない。証言拒絶で保護しようという利益は、取材源の利益ではなく、取材源の公表によって深刻な影響を被り、以後その遂行が困難になる報道機関の取材活動上の利益である。一般に報道機関が公務員に取材を行うことは、それが真の報道目的からでたものであり、その手段や方法が法秩序全体に照らして相当なものとして社会通念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き、正当な業務行為というべきである(類似の判例では「外務省機密漏洩事件」=1978年5月31日最高裁決定・刑事判例集32巻3号457頁、判例時報887号17号=がある)。

取材活動が、取材源に国家公務員法違反の行為を要請する結果になるにしても、直ちに、取材活動が違法となることはないし、報道機関の社会的公共的な価値または利益のために、取材源を秘匿する必要が相応に認められることに変わりはない。取材活動の目的、取材方法の適否についての判断を離れて、取材源の法違反があるとして、それを公表することの可否や当否を検討することは本件では必要性がないし、相当ともいえない。取材源の秘匿は、所属組織の名称など取材源の同一性を間接的に特定する客観的な効果を伴う情報をも秘匿することで維持される場合がありうる。所属組織の名称で証言を得る必要性は「職業の秘密」に関わる取材の自由の価値、利益を凌駕するほど強い社会的公共的な利益に基づくものとまでは到底認められない。「職業の秘密」に属する取材源の証言を強制すべき特段の事情は認められず、本件の証言拒絶には相当の理由がある(2006 年 3 月 18 日付け山陽新聞朝刊 4 面 = 共同通信配信)。

(C) [共同通信記者の証言拒絶に関する東京地裁決定・2006 年 4 月 24 日]

報道機関の報道は、民主主義社会において国民の「知る権利」に奉仕するもので、報道の自由は表現の自由を規定した日本国憲法 21 条のもとにあり、取材の自由も同条の精神に照らし十分尊重に値する。

取材活動は、報道の自由を実質的に保障する前提である。取材源の開示を強制されることになれば、取材源の信頼を失い、取材活動が事実上不可能になる。他の情報提供者に対する場合も含め、その後の取材活動が困難になることは容易に予想され、同条の精神に背く結果となる恐れが強い。報道機関の取材活動は、原則として民事訴訟法 197 条 1 項 3 号の「職業の秘密」に該当する。取材源の価値を考慮しても、なお開示を求めることを相当とすべき特別の事情がある場合のみ証言を拒絶できない、と解釈すべきである。

拒絶が認められるのは、直接に取材源自体を尋ねる質問に限らず、間接的に取材源の特定に結びつく質問も含む。一方、取材源に何らかの関連があるかに見えても特定に結びつかない質問では拒絶は認められない。個別の質問が特定に結び付けるかどうかは、訴訟の具体的な事情で決すべきである。

取材源が誰かを尋ねる質問は、拒絶を認めるべきことが明らかだ。取材源やその属する 組織への責任追及が想定される事実では、取材源は秘匿を前提に情報を提供したと考えられ、開示で失う信頼は看過しがたい。裏づけ先を問う質問も同様である。

取材の一環として、本来守秘されるべき情報の提供を公務員に働きかける行為は、真に 報道目的から出たもので、手段、方法が法秩序全体の精神に照らし相当として社会観念上 是認されるものである限り、実質的に違法性を欠き、正当な業務行為とみるべきとされる。

仮に本件記事の取材源が国税庁の職員らであったとすれば、証人の取材活動は報道目的 だったことがうかがえ、取材源が国家公務員法や法人税法などに違反して情報を提供した ものであっても、これだけで秘匿を否定する特別な事情があるとするのは相当でない。

取材源が国税庁か、その職員であるかを尋ねる質問には拒絶の理由がある。日本政府の職員かを尋ねる質問も、事実上は国税庁職員に限られると判断される可能性があり同様の拒絶が認められる。国税庁職員でないと証言することも、消去法で取材源の特定が可能なので拒絶には理由がある。

取材源の信頼性を尋ねる質問も取材源の属性や、その特定につながる事実に触れざるを得ないので拒絶には理由があるが、①情報源がいくつあったか。②情報源が一つしかない場合の取材方針。③第2の情報源から裏づけを取ろうとしたかどうか。④取材源が情報提供の際に匿名を条件としていたか一などの質問は、取材源の特定には、結びつかず、拒絶は認められない(2006 年4月25日付け山陽新聞朝刊4面=共同通信配信)。

(D) [読売新聞記者の証言拒絶事件東京高裁決定・2006 年 6 月 14 日]

(1) 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民の重要な判断資料を提供し、国民

の「知る権利」に奉仕するもので、報道の自由と取材の自由は、表現の自由を規定した 日本国憲法 21 条の保障のもとにある。取材活動は公権力の介入から自由であるべきで、 報道機関と情報提供者との信頼関係が十分確保されなければならない。そのためには、 取材源が秘匿される必要がある。なぜならば取材源を公表しないという信頼関係があっ て初めて正確な情報提供が可能になるので、報道機関が取材源を公表すれば、信頼関係 が失われ、取材活動が著しく困難になり、取材の自由、報道の自由が阻害されるからで ある。

国家機関による公権力行使に対する監視も報道機関の重要な役割の一つだが、取材源 秘匿が認められなければ、この機能もまた十分果たすことができなくなる恐れがある。

取材源秘匿が認められる理由は、報道機関と取材源との信頼関係を通じて、公衆に対する自由な情報流通を確保するという「公共的な利益」に基づくもので、結果として取材源や報道機関の利益が擁護されても、それは副次的なものに過ぎず、報道機関に「特権的地位」を与えるものではない。報道機関が取材源に関する証言をすることは、取材活動に深刻な影響を与えるので、取材源は「職業の秘密」に当たる。これを秘匿するための証言拒絶は原則として理由がある。

- (2) 公共性のある報道に限って取材源の秘匿を認めるべきで、他人の中傷を目的としたり、 私人の全くの私事に関する報道等について認めるべきではない。本件記事は、国家機関 である東京国税局の活動と、日本国内の法人に多額の所得隠しが判明したという事実を 取り上げた公共の利害に関する報道で、取材源秘匿が認められるべき報道に当たること は、明白である。
- (3) 公正な裁判の実現は、極めて重要な社会的価値で、憲法上も裁判を受ける権利が認められているが、報道の自由、取材の自由も憲法的な保護を受ける権利として保障されており、前者が絶対的な価値を持つものではない。民事訴訟法は、「職業の秘密」について証言拒絶権を認めており、民事裁判では、「職業の秘密」の保護を重視し、その限りでは真実発見が犠牲にされ、証言を求める側の裁判を受ける権利が制限されているというべきである。公正な裁判の実現という利益と、報道の自由の利益との比較衡量を適切にできるかは疑問で、その判断基準は不明確にならざるをえない。本件のような嘱託尋問の場合は、資料が十分ではなく、適切な比較衡量は極めて困難である。
- (4ノ1)取材源を秘匿するための証言拒絶に理由がある以上、取材源を直接尋ねる質問だけでなく、間接的にその特定に資する質問に対しても証言を拒絶できる。その所属する組織を尋ねる質問、取材源の数を尋ねる質問、取材源が信頼できる理由を問う質問なども、さまざまな角度から質問を重ね、その証言を得ることで、取材源が特定されることは十分に考えられるため、取材源秘匿が無に帰す恐れがある。記者の証言拒絶はすべて理由がある。
- (4/2) 仮に取材源が国家公務員で、報道機関が取材目的で公務員に秘密を漏洩するよ

うにそそのかしたからといって、直ちに違法性があるわけではない。報道機関が公務 員に根気強く執拗に説得、要請を続けることは、それが真に報道の目的から出たもの で、その手段・方法が社会通念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き、 正当な業務行為というべきである。

報道機関が国家公務員から情報を得て、それが国家公務員法違反になるとしても、直ちに報道機関の行為が違法性を帯びるとは言えない。取材源の秘匿で守られるべきは公共的な利益なので、取材源が刑罰法令に触れることがあっても、直ちに取材源を秘匿する必要がないとは言えない。取材源秘匿は、刑罰法令違反を犯した取材源の利益のためでもない(2006年6月15日付け読売新聞朝刊33面ほか)。

3. 以上 4 件の裁判所決定の比較考察

短期間に取材源秘匿に関した証言拒絶にかかわる裁判所の決定がなされた。この 4 件について比較考察してみよう。

(A) の東京地裁決定は、米健康食品会社日本法人への課税処分の報道に関して米側嘱託尋問で、読売新聞社記者が、「職業の秘密」を理由に証言を拒絶した結果についての判断。(B) は、NHK記者の同様問題での東京高裁の決定で、記者の取材源に関する証言を拒絶したことが発端となっている。さらに(C) は共同通信記者の証言拒絶、(D) は、(A) で注目された読売新聞社記者の同様証言拒絶をめぐる当否の判断である。

注目されたのは(A)と(D)の決定である。(A)の決定は、取材源に関する拒絶権が否定されたケース。本決定は、民事訴訟における新聞記者の証言拒絶権に関する判断基準を明示している点。すなわち、①報道の自由・取材の自由は日本国憲法 21 条によって保障されているが、「公正な裁判の実現という憲法上の要請」がある場合はある程度制約を受ける。②記者が取材源の尋問を受けた場合に、原則として「職業上の秘密に関する事項」にあたり、証言拒絶が許されるが、「特別の事情」がある場合、証言拒絶は許されない。③新聞記者への情報開示が国家公務員法、法人税法や弁護士法、刑法、公認会計士法の秘密漏洩を禁ずる(守秘義務)刑罰法令に違反したことが疑われるケースに関しては、取材源開示を求めるのもやむをえない「特別の事情」のある場合に相当し、証言拒絶の理由に当たらないーなどの点が注目される。

マス・メディアは本件決定に対して一斉に批判した。例えば朝日新聞の社説『裁判所のあきれた決定』(2006年3月16日付朝刊)は、前記③の「国家公務員法に違反するような場合の情報源の秘匿を認めない」とする点を「国民の知る権利を踏みにじる決定」とし、「この決定に従えば、官庁が国民に知らせたいと思う情報だけが発表される。それ以外の情報を取材したり、知ろうとしたりすることが難しくなる……」と厳しく断じている。さらに山陽新聞(2006年3月17日付朝刊・共同通信配信)は、「この決定には権力が自在に情報を操作できる社会の出現を恐れる意識と、それを食い止める司法の責任についての視

点が抜け落ちている」と指摘。そのほかの報道各社も「言論の自由軽視」「時代の流れに逆行」などと批判している。確かに取材源秘匿は取材された側の不利益を防ぐなどメディア側にとっては譲れない職業上の倫理である。

(B)の東京高裁決定は、「証言拒絶には理由がある」とした新潟地裁決定(2005年10月11日、大工強裁判官)」を支持し、「取材源は民訴法197条1項3号の職業の秘密」に該当し、記者の証言拒絶を原則として認めている。この条項は、「医師、弁護士、宗教職にある者らが職務上知り得た事実について尋問を受ける場合や、技術・職業の秘密に関する事項で尋問を受けたときは、証言を拒むことができる」と規定。東京高裁は「職業の秘密の意義と取材源の秘匿の関係」について「報道機関の取材活動は、民主主義社会の存立に不可欠な国民の『知る権利』に奉仕する報道の自由を実質的に保障するための前提となる活動であり、取材源が秘匿されなければ、報道機関と取材源の信頼関係が失われる結果、報道機関のその後の取材活動が不可能ないし著しく困難になる性質を有するという意味で、取材源は『職業の秘密』に該当し、原則として、これを秘匿するための証言拒絶は理由がある」とし、最高裁が「博多駅事件に関するテレビフイルム提出命令事件」判例(1969年11月26日、最高裁刑事判例集23巻11号1490頁)で初めて示した報道機関における「国民の『知る権利』に奉仕する」という「報道の自由」の重要性を全面に打ち出した決定となっている。

(C)の東京地裁決定は、やはり最高裁決定の「博多駅事件に関するテレビフイルム提出命令事件」を踏襲し、「報道の自由」を憲法は保障しているとの前提で、民訴法の証言拒絶を認める「職業の秘密」に該当することを認めたほか、「間接的に取材源の特定に結びつく質問」に対しても証言拒絶を認める決定となっている。(A)の東京地裁決定で問題となった、守秘義務のある公務員が取材源である場合も「守秘義務に違反して情報提供したとしても、その手段や方法が法秩序全体の精神に照らし相当として社会通念上是認されるものである限り、取材秘匿を否定すべき特別の事情があるとはいえない」とし、(A)の決定とは異なる判断をしている。ただ取材源の数や匿名条件の有無など取材過程に関する件については「取材の特定に結びつかない」として証言拒絶を認めていない。

(D)の東京高裁決定は、「取材源の秘匿は、知る権利を守るという公共の利益につながる」とし、「取材源に守秘義務があっても取材源は秘匿できる」として(A)の決定を全面的に覆す決定をしている。すなわち、(A)の決定では、取材源が公務員の場合について「守秘義務に違反したことが疑われるような取材源について証言拒絶を認めれば、犯罪行為の隠蔽につながる」として、取材源の秘匿を否定したが、(D)は報道が「知る権利に奉仕する」重要性を認め、「取材活動が公権力の介入から自由であるためには、取材源が秘匿される必要がある」と断言した。さらに、「取材源の秘匿が認められなければ、公権力に対するチェック機能が果たせなくなる」とした。さらに(C)では認めなかった、所属する組織、取材源の数、取材源の信頼性など「間接的に取材源を尋問する」ことについても「さまざ

まな角度から尋問を重ねれば、取材源が特定される」としてすべての項目について、証言 拒絶を認めている。

以上4件の証言拒絶に関する司法判断を分析、考察したが、(B)については、健康食品会社が特別抗告:許可抗告しており、最高裁がどのような判断、決定を下すか注目される。

4. 過去の取材源の証言拒絶に関する判例

新聞記者の取材源の秘匿に関する証言拒絶権は民事訴訟法と刑事訴訟法事件ではその判断が異なる。過去の主な判例で見てみよう。

まず、刑事事件に関する判例では、新聞記者の取材源秘匿のリーディングケースとなったのが「朝日新聞石井記者証言拒絶事件」である。

この事件は、長野県松本税務署員Aに対する収賄被疑事件についての逮捕状の執行が夜間になされたところ、逮捕状記載内容の事実が翌日の朝日新聞朝刊に掲載された。このため、裁判所か検察庁の職員が国家公務員法に違反して職務上知り得た事実を漏らしたのではないか、として捜査が開始された。その過程で1949年5月16日に朝日新聞社の石井記者(Y)が、刑訴法226条に基づく検察官の請求により長野地裁に証人として召喚された。Yは裁判所に出頭したが、「取材源の秘匿は新聞倫理の命ずるところであり、刑訴法161条1項の正当な理由のある場合に当たる」として証人としての宣誓と証言を拒否したため、「正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する」という証言拒絶罪(刑訴法161条1項)で起訴された。第1審(長野簡裁1949・10・5刑事判例集6巻8号1001頁)では有罪判決、控訴審(東京高裁判決1950・7・19刑事判例集6巻8号1003頁)もそれを支持した。このためYは「取材源秘匿は日本国憲法21条の保障するところ」として上告したが、最高裁は上告を棄却した。

最高裁の判旨は、取材源の証言義務について「一般国民の証言義務は国民の重大な義務である点に鑑み、証言拒絶権を認められる場合は極めて例外に属するのであり、また制限的である。従って、前示例外規定は限定的列挙であって、これを他の場合に類推適用すべきものでないことは勿論である。新聞記者に取材源につき証言拒絶権を認めるか否かは立法政策上考慮の余地のある問題であり、新聞記者に証言拒絶権を認めた立法例もあるが、わが現行刑訴法は新聞記者を証言拒絶権あるものとして列挙していないのであるから、刑訴法149条(業務上秘密と証言拒絶権)に列挙する医師等と比較して新聞記者に右規定を類推適用することのできないことはいうまでもないところである」と判示した。

さらに取材源秘匿権に関わる「取材の自由」に憲法保障(21条の表現の自由)が及ぶか否かが議論の前提になるが、最高裁は「一般人に対し平等に表現の自由を保障したものであって、新聞記者に特種の保障を与えたものではない。……憲法の右規定の保障は、公の福祉に反しない限り、いいたいことはいわせなければならないということである。未だいいたいことの内容も定まらず、これからその内容を作り出すための取材に関しその取材源

について、公の福祉のため最も重大な司法権の公正な発動につき必要欠くべからざる証言の義務をも犠牲にして、証言拒絶の権利までも保障したものとは到底解することはできない」とした(最高裁判決1952・8・6刑事判例集6巻8号974頁、刑事訴訟法161条違反被告事件)。つまり、「報道記者の取材源秘匿権なるものは憲法規定から導き出すことはできない」と判示したのである(奥平康弘『ジャーナリズムと法99頁』)。

しかし、最高裁は、「博多駅事件に関するテレビフイルム提出命令事件」(1969年)で 「取材の自由 | も憲法保障に及ぶ決定をしたため、取材源秘匿が憲法上の議論の対象になっ た。すなわち、国民の「知る権利」という別の角度から「報道の自由」の重要性を強調し つつその前提として「取材の自由」も憲法の保障範囲に入る旨判示し、取材源秘匿が憲法 論の一環として議論される下地が整ったといえる。しかし、最高裁は、「"憲法21条の精神" に照らし、"十分に尊重に値する" | という回りくどい言い回しをしている。つまり、「報 道機関は常に取材源秘匿特権が与えられる | とは断言しておらず、「証言拒絶権を認める か否かは立法政策上の問題」と司法判断を回避している。現に取材・編集・配布という一 連の過程が憲法的保障の対象になるとしてもここから直ちに取材源秘匿権が導き出される わけではない。医師や弁護士などに保障されている証言拒絶権と同様の保障を確保するた めには、マス・メディア関係者がよく口にする「取材源を明らかにすれば将来の取材活動 が著しく困難になり、ひいては報道の自由が奪われる、」との理由付けだけでは、なぜマス・ メディアだけに情報源の秘匿が許されるのか理由説明が不十分である。なぜなら、一般人 でもあっても、秘匿を条件に情報を得ることもあろうし、情報源を明らかにしたために信 用を失い、将来情報を得られなくなるかもしれない」との見解もある(小山剛『取材源の 秘匿』法学教室 2000 年 5 月号 19 頁)。

また、アメリカのマス・メディアは、取材源は特定することを原則としている。「取材源が明らかであれば、読者は報道内容を信頼できる。取材源を秘匿するのは、取材源を危険あるいは不利益に追い込む恐れがあるときに限る例外的な措置」(田村紀雄・林利雄編『新版ジャーナリズムを学ぶ人のために・取材活動の倫理 92-92 頁』)とも言える。

報道記者の取材源の秘匿を認めるには、個人的利益を超えた「公共的利益」という理由 付けが必要である。

報道記者の取材源に関する証言拒絶権の先例となったのは以下の**北海道新聞記者証言拒 絶事件**(札幌高裁 1979 年 8 月 31 日決定・同年(ラ)第 20 号証言拒絶に関する決定に対す る抗告事件・下級裁判所民事判例集 30 巻 5-8 号 403 頁、判例時報 937 号 16 頁)である。

事件の概要は、北海道新聞 1977 年 6 月 24 日付け朝刊に、「保母が園児をせっかん?」という見出しの記事が掲載された。A保育園勤務の保母 X (原告・被告人) は、この記事によって X の教育者としての信用及び名誉が著しく毀損されたとして、前記新聞を発行する Y (被告) に対して謝罪広告の掲載と慰謝料の支払いを求めて訴訟を提起した。Y は「本件記事は伝聞形式の表現方法を用いているから、これによって、X の信用、名誉を毀損さ

れる余地はなく、仮にXの名誉を毀損する部分があったとしても、本件記事は公共の利害に関連し、かつ専ら公益を図る目的に出たものであって、その内容はすべて事実であり、また、仮に真実に反する部分があったとしても、事前に十分な裏づけ取材を行った上で掲載したものであって、それが真実であると信ずるについて相当の理由があったから不法行為責任はない」と主張した。

Yは、上記主張事実を立証するために本件記事の取材をしたS(記者)を証人として申請した。Sは、Y側の主尋問に対して、A保育園の保母以外の職員3名、及び札幌北警察署の刑事2,3名から取材したことを証言した。しかし、これら取材対象者の氏名、住所、担当職務を明らかにするよう求めたX側の反対尋問に対しては、取材源を明らかにすることは「職業の秘密に関する事項」に該当するとの理由から証言を拒絶した。

そこで X は証言拒絶の当否について裁判を求めたところ、札幌地裁決定 (1979・5・30 判例時報 930 号 44 頁) は、「新聞記者の取材源は民訴法 281 条 1 項 3 号 (改正民訴法では 197 条 1 項 3 号) の『職業の秘密』に当たるから、S の証言拒絶は理由がある」と判断したため、X は即時抗告を申し立てた。これに対して札幌高裁は「新聞記者の取材源が民訴法 281 条 1 項 3 号 (改正民訴法 197 条 1 項 3 号) にいう『職業の秘密』にあたる」との以下の決定を下した。X はさらに最高裁に特別抗告したが、最高裁は、事実判断を行わず、X の請求を棄却した (最高裁決定 1980・5・6 判例時報 956 号 32 頁)。

札幌高裁決定(控訴棄却)要旨 「民訴法 281 条 1 項 3 号 (改正民訴法 197 条 1 項 3 号) において『職業の秘密』につき証言拒絶が認められているゆえんは、これを公表すべきものとすると、社会的に正当な職業の維持遂行が不可能又は著しく困難になる恐れがある場合にこれを保護することにあると解されるところ、これを本件について考えてみると、新聞記者の側と情報を提供する側との間において、取材源を絶対に公表しないという信頼関係があって、はじめて正確な情報が提供されるものであり、従って取材源の秘密は正確な報道の必要条件であるというべきところ、自由な言論が維持される新聞においても、もし記者が取材源を公表しなければならないとすると、情報提供者を信頼させ安んじて正確な情報を提供させることが不可能ないし著しく困難になることは当然推測されるところであるから、新聞記者の取材源は右『職業の秘密』に該ると解するのが相当である」。

「しかし、他方、『職業の秘密』を理由とする取材源に関する証言拒絶権は、民事訴訟における公正な裁判の実現の要請との関連において、制約を受けることがあることも否定することはできない。右制約の程度は、公正な裁判の実現という利益と取材源秘匿により得られる利益との比較衡量において決せられるべきであり、そのうち公正な裁判の実現という点からは審理の対象である事件の性質、態様及び軽重(事件の重要性)、要証事実と取材源との関連性及び取材源を明らかにすることの必要性(証拠の必要性)が問題にされるべきであり、一方、取材源に関する証言拒絶という点からは、取材源を明らかにすることが将来の取材の自由に及ぼす影響の程度、さらに右に関連する報道の自由との相関関係等

が考慮されるべきであり、これらをそれぞれ慎重に比較衡量して、取材源に関する証言拒絶の当否を判断すべきである。そして、右証拠の必要性は、当該要証事実について、他の証拠方法の取調がなされたにもかかわらず、なお取材源に関する証言が、公正な裁判の実現のためにほとんど必須のものであると裁判所が判断する場合において、初めて肯定されるべきである。

「以上の見地から考えると、①Sにとって、本件記事に関する取材の相手方の氏名、住所、担当職務を明らかにすることは、取材の相手方との信頼関係を破壊するものであることは 勿論、これによって将来の取材活動が制約されることが一般的に推測されるから、同取材源に関する事項は『職業の秘密』に該当する。②本件訴訟においては、概括的範囲において取材源を明らかにする証言がSによって行われており、Xとしては、これらの限定された範囲の取材源につき調査を実施する等適切な証拠収集の措置をとることによって、反対尋問の目的とするところを実現することは、不可能ではないと推測できるから、取材源についての証言が、公正な裁判を実現するためにほとんど必須とはいえない。よって本件証言拒絶は理由がある | (下民集 30 巻 5 ~ 8 号 403 頁、判時 937 号 16 頁ほか)。

この判例では、公正な裁判の実現という利益と取材源秘匿により得られる利益とを比較 衡量し、公正な裁判の実現のためにほとんど必須のものであると裁判所が判断する場合に 初めて制約されるべきであるとして、新聞記者の取材源に関する証言拒絶を正当と認めて いる。前述の(B)の東京高裁決定、同高裁決定が踏襲した新潟地裁決定(2005 年 10 月 11 日) はこの判断に基づいている。

5. 取材源秘匿の法的根拠

札幌高裁決定で示された民訴法 197 条 1 項 3 号の立法趣旨は、証言による秘密内容の公開によって当該技術の有する社会的価値が失われたり、職業の維持遂行が不可能若くは著しく困難になることから当該技術または職業を保護するためにあると解される(谷口安平・福永有利編『注釈民事訴訟法(6) 318 頁・坂田宏』)。ただ、これについては議論の余地は残されている。取材源を公表しても単に、将来の取材活動に影響を及ぼす蓋然性があるというにとどまるし、取材源秘匿という方法による取材が制約されるからといって直ちに報道という職業そのものの存在が危うくなるとは断言できないからである(濱崎恭生『ひろば 33 巻 6 号 64 頁』)。ここに憲法 21 条に基礎付けられた取材源秘匿権が出てくる理由がある。言い換えれば、取材源が明らかにされることにより、情報提供者が報道記者への今後の情報提供を躊躇し、将来の取材活動への萎縮効果が生じるからであり(松井茂記ら編『メディアの法理と社会的責任・86 頁・鈴木秀美「マス・メディアの取材活動とその限界」』)、報道機関の報道・取材についての「職業の秘密」が民主主義社会の存立に不可欠な報道の自由と不可分な関係を有し、報道機関が報道のために取材した情報などの秘匿が、国民の「知る権利」、「表現の自由」の保障に資するからである(ジュリスト『メディ

ア判例百選・笹田栄司「取材源の秘匿と公正な裁判7頁」」)。

取材源秘匿の根拠はこれにとどまらない。取材・報道の倫理といえる新聞記者と情報提供者との間に取材源を絶対に公表しないという「信頼関係」があって、初めて正確、詳細な情報が提供され、ひいてはそれが国民の「知る権利」に答えるという関係が成り立つ。情報提供者に不利益を与えないという報道記者の基本的な倫理によって報道の自由が守られているといっても過言ではない。これは、まさに守秘義務を同条2号に列挙された医師、歯科医師、弁護士などと同様に「報道機関を信頼した情報提供者の信頼」保護も取材源の秘匿に含んでいると解される(笹田栄司「同」、松本博之・宮崎公男編『講座新民事訴訟法Ⅱ 155 頁』)。

以上のことから職業上の利益に加え憲法 21 条に由来する公共的利益、取材源の利益の 保護が取材源秘匿の根拠と考えられる。

おわりに

取材源秘匿の根拠は、前述したように職業の秘密の保護(報道機関と取材者・取材源との信頼関係の維持に関する職業的利益の保護)にとどまらず、取材源の利益の保護、報道の自由の保護と国民の「知る権利」の実現に求められる(佐藤幸治『表現の自由と取材の権利』公法研究34巻136頁、春日偉知郎『講座・新民事訴訟法(2)154頁・証言拒絶権』)。証言拒絶権については、民訴法も刑訴法149条(業務上秘密と証言拒絶権)にほぼ該当する規定を設けている。すなわち、民訴法197条1項2号は「医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合」は「証人は証言を拒むことができる」と定め、刑訴法149条と同様の規定をしている。ただ、刑訴法と異なるのは、民訴法は197条1項3号で「技術又は職業の秘匿に関する事項について尋問を受ける場合も証人は証言を拒むことができる」と付記している点である。この違いが判例に出ているといえる。

報道記者の証言拒絶事件では大別すると2つの判断が下されているが、この判断の決定的な違いは民事事件と刑事事件での違いであるといえる。厳密に言えば、民訴法と刑訴法上の違いといえよう。前述のとおり、民訴法では、「職業の秘密」に関して比較的広義に解釈して保護しているのに対して刑訴法は保護しようとする規定が狭義、限定的である。しかし、形式的、法律至上的解釈では理解できようが、そもそも法律によってその違いが分かれるというのは、「知る権利」「真実の究明」といった社会常識的見地からすれば決して納得できるものではない。民訴法は1996年に全面改正され条文体裁は修正されたが、証言拒絶に関する規定の内容は実質的に変わっていない。刑訴法にはどこにも報道記者に証言拒絶権を認める規定はない。しかし、法律より上位にある最高法規の憲法に照らして、ある特定の場合は、同法149条の「精神」を類推して報道記者にも証言拒絶権を認めると

いう解釈を裁判所が行うことがあってもいいのではないだろうか。報道記者の取材源秘匿は職業倫理上の鉄則であり、社会的な慣行として根付いている(奥平『ジャーナリズムと 法 100 頁』)。

「表現の自由」の先進国である米国では、連邦最高裁は新聞記者の証言拒絶権に消極的な判断をしているが、州によっては取材源秘匿権を認める取材源秘匿保護法を制定しているところもある(町野朔『新聞記者の拒絶特権―アメリカと日本の問題―アメリカ法 1974年2号 283 頁』)。一方で、米国のマス・メディアは、取材源を特定することを原則としている。日本のマス・メディアもなぜ、取材源秘匿の必要性があるのか明示して、読者の信頼をつなぎとめる努力をすべきではないか。もちろん、取材源の秘匿が必要となれば、頑固に秘匿しなければならない。「国民がマス・メディアの報道を信じるのは当然」という傲慢さは慎むべきで、報道記者が「国民の『知る権利』に答える」との責務を担っている以上、国民の信頼を確保するために謙虚にたゆまず努力する姿勢を忘れてはならない。

参考・引用文献

- 1) 判例時報1926号42-44頁
- 2) 堀部政男『取材源秘匿の意義と課題』(「月刊民放」2006年7月号20-23頁)
- 3) 笹田栄司『取材源の秘匿と公正な裁判』(メディア判例百選・別冊ジュリスト179号6-7頁)
- 4) 奥平康弘『ジャーナリズムと法94-116頁』(1997年、新世社)
- 5) 初宿正典·戸松秀則編『憲法判例·第4版174-182頁』(2003年、有斐閣)
- 6) 堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』(別冊ジュリスト179号4-5頁・青柳幸一『取材源の秘 匿と表現の自由—朝日新聞石井記者証言拒絶事件』、6-7頁・笹田栄司『取材源の秘匿と公正な裁判— 北海道新聞記者証言拒絶事件』)
- 7) 松井茂記『日本国憲法471-472頁』(1999年、有斐閣)
- 8) 伊藤正巳『憲法第3版310頁』(1999年、弘文堂)
- 9) 伊藤正巳『マスコミ判例百選2版10頁』
- 10) 横田耕一『報道の自由と取材源の秘匿』(法学セミナー242号90-91頁)
- 11) 阪本昌成「『知る権利』の憲法的再検討」(法律時報57巻3号15頁)
- 12) 小山剛『メディアと憲法・取材源の秘匿』(法学教室236号18-21頁)
- 13) 林利隆『岐路に立つ日本のジャーナリズム ジャーナリストの「証言拒絶権」立法化問題・59-74頁』 (1996年、日本評論社)
- 14) 田村紀雄・林利隆編『新版ジャーナリズムを学ぶ人のために 92-93頁』〈1999年、世界思想社〉
- 15) 山陽新聞2006年3月18日付け朝刊4面(共同通信配信)
- 16) 山陽新聞2006年4月25日付け朝刊4面(共同通信配信)
- 17) 読売新聞2006年6月15日付け朝刊33面ほか
- 18) 朝日新聞2006年3月16日付け朝刊3面ほか
- 19) 朝日新聞2006年3月18日付け朝刊1面ほか
- 20) 藤井樹也『取材の自由』(ジュリスト増刊号『憲法の争点101頁』)

Judicial Judgment on Refusal of Testimony Related to News Reporter's Concealment of News Source

Susumu Fujioka

Faculty of the College of Life Science,

Kurashiki University of Science and the Arts,

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received October 4, 2006)

The courts in Japan passed different judgments concerning "Refusal of Testimony" related to a news reporter's concealment of his news source from March to June 2006.

A journalist refused to testify his news source of his article in The Yomiuri Shimbun which claimed that a U.S. health food company's Japanese subsidiary had hidden its earnings. In this regard, Tokyo District Court decided "There is no due reason to refuse the testimony" on March 14.

Three days later, however, Tokyo High Court passed the judgment "The refusal was in the right" in a similar case with the journalist of NHK. In addition, the Court justified the refusal by The Yomiuri Shimbun's news reporter entirely.

The news reporter's refusal of testimony, that is, his concealment of the coverage, is an extremely important matter related to the basis of the report. It is also unignorable from the standpoint of "Right to know," which is indispensable for the democratic society.

This paper explains and comments on the judicial judgments over the refusal of testimony by the news reporter.